

地方分権改革の総括と展望について (補足資料)

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯		
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	平成5年6月	地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第一次分権改革
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	平成6年2月	今後における行政改革の推進方策について(閣議決定) ※地方分権の推進について記載	
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)	平成6年5月	行政改革推進本部地方分権部会設置	
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)	平成6年12月 平成7年5月 7月	地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定) 地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔) ※平成8年12月 第1次勧告 ～ 平成10年11月 第5次勧告 平成13年6月最終報告	
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)	平成10年5月	地方分権推進計画(閣議決定)	
小淵内閣 (H10. 7～H12. 4)	平成11年7月 平成12年4月	地方分権一括法成立 地方分権一括法施行 ⇒ 機関委任事務制度の廃止等	
森内閣 (H12. 4～H13. 4)	平成13年7月	地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) ※平成15年6月 三位一体の改革についての意見	三位一体改革
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)	平成14～17年6月 11月	骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇒ 国庫補助負担金改革 政府・与党合意 税源移譲 地方交付税改革	
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次)	平成18年12月 平成19年4月	地方分権改革推進法成立 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎) ※平成20年5月 第1次勧告(重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲 等) 平成20年12月 第2次勧告(出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し 等) 平成21年10月 第3次勧告(義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化 等) 平成21年11月 第4次勧告(地方税財政 等)	第二次分権改革
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)	平成21年11月	地域主権戦略会議設置(議長:内閣総理大臣)	
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)	平成21年11月 12月	地方分権改革推進計画(閣議決定)	
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)	平成22年6月	地域主権戦略大綱(閣議決定)	
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)	平成23年4月	第1次一括法(義務付け・枠付けの見直し等)、国と地方の協議の場法等成立	
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)	平成23年4月 8月	第2次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲)成立	
安倍内閣 (H24. 12～)	平成25年3月	地方分権改革推進本部設置(本部長:内閣総理大臣)	
安倍内閣 (H24. 12～) (第2次)	平成25年4月 平成25年6月	地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 第3次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲)成立	

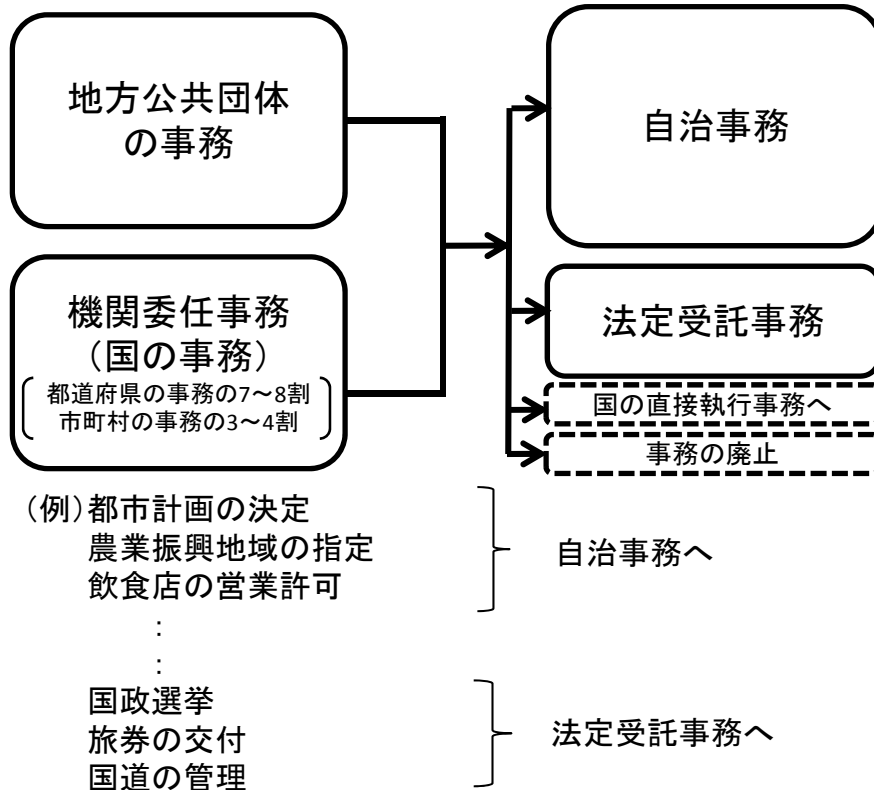
第一次分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)



2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・ 関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・ 関与は必要最小限のものとする
 - ・ 関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

- (例)・教育長の任命に係る文部大臣の承認 → 廃止
・ 漁港修築事業に係る農水大臣の許可 → 届出

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

- (例)・国 → 都道府県 農地転用(2ha超4ha以下)の許可権限
一定の保安林の指定・解除の権限
・ 都道府県 → 市町村 障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

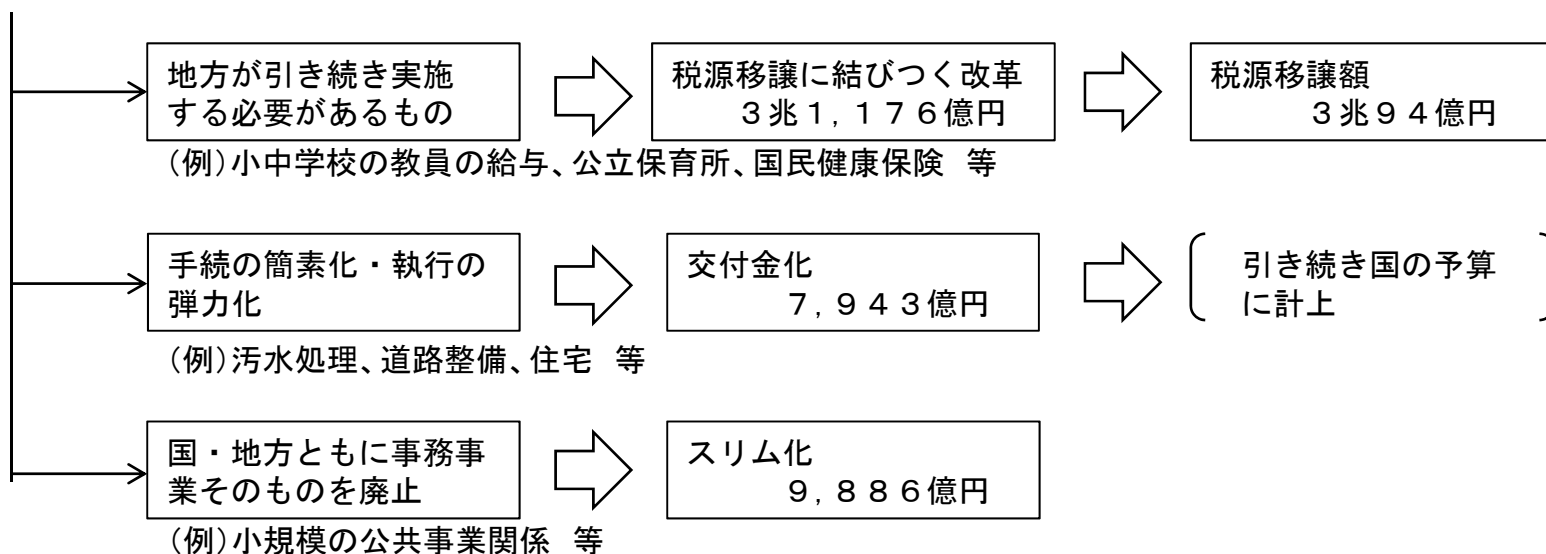
- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正

三位一体改革

三位一体改革の成果

① 国庫補助負担金改革	約 4.7兆円
② 税源移譲	約 3兆円
③ 地方交付税改革	約 △5.1兆円

① 国庫補助負担金改革 4兆6,661億円 (H16~H18)



② 税源移譲 3兆94億円

国の所得税から地方の個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を実施(個人住民税は一律10%化)

③ 地方交付税改革 約△5.1兆円

- ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制 約△5.1兆円
- ・算定の簡素化、不交付団体の増加

第二次分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

義務付け・枠付けを見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（実施率74%）
従来は国が法令で全国一律の基準を定めていたが、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で基準を設定

(例) 施設・公物設置管理の基準	公営住宅の入居基準及び整備基準
	道路の構造の技術的基準
	保育所の設備及び運営に関する基準
職員等の資格・定数等	消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等

①国から地方へ

平成21年の「出先機関改革に係る工程表」（地方分権改革推進本部決定）で見直すとされた事務・権限等について、現在検討中（100項目）

(例) 看護師など各種資格者の養成施設の指定・監督（国 ⇒ 都道府県）
無料職業紹介（求人情報を地方公共団体に提供する取組の推進）
自家用有償旅客運送（国 ⇒ 希望する市町村を基本）

②都道府県から基礎自治体へ

第2次一括法及び第3次一括法等により、検討対象105項目のうち72項目について、都道府県から基礎自治体への権限移譲を実施（実施率69%）

(例) 未熟児の訪問指導（都道府県・保健所設置市 ⇒ 市町村）
地域地区の都市計画決定（都道府県 ⇒ 市町村）

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して施策を進めていくため、同法に基づき引き続き運営
（25年度）6/5 地方分権改革の取組、骨太の方針の策定等

10/11 平成26年度予算概算要求、地方分権改革の推進等（予定）

地方分権改革の成果の例

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

- ① 条例の立案の自由度が高まり、立案過程において、住民、関係団体、事業者等の意見を反映できるようになった。
- ② 独自の基準を定める条例の制定・運用が可能となり、地域の課題を柔軟に解決できるようになった。
…公営住宅の入居基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準等で地域の実情に応じた独自基準が制定されている。

2. 事務・権限の移譲

- ① 住居に近い窓口へ一本化、処理期間の短縮、添付書類の省略など、申請等における住民の利便性が向上した。
…パスポートの発給について、市町村へ権限移譲したことにより、戸籍謄本の入手、パスポートの申請が市町村1か所で可能となった。また、パスポートセンターが従来よりも大幅に増えたことで、近場での申請が可能となった。【旅券法】
- ② 地域に密着したきめ細やかな対応が可能になった。
…都道府県による立入検査は、対象となる店舗や商品が画一的になりがちだったが、各市へ権限移譲したことにより、地域の実情に合った執行が可能となった。また、立入検査の実施件数及び商品数が増加した。【家庭用用品品質表示法・消費生活用製品安全法】
- ③ 従来は、ある行政分野の一部の事務しか担当していなかったが、権限移譲により、基礎自治体において当該分野の事務全体を一括して担当できるようになり、迅速で効果的な行政運営が可能になった。
…介護保険に係る指定居宅サービス事業者の指定権限等が中核市へ移譲されたことによって、保険者である市が、介護保険の計画、要介護認定、事業所の指定、給付管理まで全体的な制度管理を行うことが可能になった。【介護保険法】
- ④ 施策の対象者の情報を把握できるようになり、十分な情報に基づき施策の企画・立案・推進が可能になった。
…これまで都道府県が実施していた未熟児訪問指導を市町村が行うことで、支援が必要な児童・母親と直接関わりを持つことができるようになった。【母子保健法】
- ⑤ 組織・人員などの観点で、国と地方、都道府県と市町村を通じた行政の効率化ができた。

地方に対する規制緩和（例）

公営住宅の入居者の対象要件（横浜市）

従 来	改正後	効 果
親子世帯（月収15.8万円～25.9万円）の場合、子どもは「未就学児童」であることが要件	条例で、子どもは「中学生以下の児童」まで拡大（H24～）	入居可能な世帯の拡大により、子育て世代の入居応募者数が4%増加（H24:579世帯→H25:601世帯）し、子育て世代の支援が充実した。

社会福祉施設の非常災害対策（山口県）

従 来	改正後	効 果
社会福祉施設の設置者に対して、以下の非常災害対策を義務付け <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の策定 ・非常災害時の関係機関への通報体制整備 ・定期的な訓練の実施 	H21.7豪雨災害の教訓を踏まえ、条例で、左の非常災害対策に加え、県独自の措置として、以下の対策を義務付け（H24～） <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の安全確保 ・市町等との協力体制づくり ・訓練を踏まえた計画の検証と見直し 	社会福祉施設の設置者への非常災害対策の義務付けの追加により、施設の防災対策が強化された。

道路の歩道幅（岐阜県）

従 来	改正後	効 果
歩道幅を2.0メートル以上と義務付け	条例で、1.5メートルまで縮小可能に（H24～）	道幅が狭い道路でも歩道整備が可能となり、歩行者の安全対策が強化された。

県から市町村への権限移譲（例）

パスポートの発給（佐賀県）

従 来	改正後	効 果
佐賀県が4か所のパスポートセンターで実施	全20市町で合わせて21か所で実施(H18～)	<p>○申請箇所の増加による利便性の向上 パスポートセンターが従来の4か所から、21か所に増加したため、近場での申請が可能となった。</p> <p>○申請手続のワンストップ化 従来は、市町で戸籍謄本を入手した上で県のパスポートセンターに申請していたが、市町1か所のみで戸籍謄本を入手の上、申請が可能となった。</p> <p>○旅券発給期間の短縮 従来は、申請から発給までの期間が6日だったが、市町への権限移譲と併せて県におけるパスポート作成事務を効率化した結果、最短4日で発給可能となった。</p>

介護保険の居宅サービス事業者の指定・勧告・命令

従 来	改正後	効 果
都道府県が実施	指定都市・中核市が実施（上記以外の市町村は都道府県が実施） (H24～)	従来は、保険者である市町村が事業者の設備や運営について問題事例を発見しても都道府県に通報することしかできなかったが、権限移譲により、直ちに適切な指導や是正が可能となった。

今後のスケジュール案

事務・権限の移譲等

10月以降 地方分権改革有識者会議

- ・ 今後の進め方議論

(適宜、有識者会議に進捗状況を報告)

12月 見直し方針閣議決定

3月 一括法案閣議決定、国会提出

地方分権改革の総括と展望

9～10月 地方公共団体への調査

9～12月 地方分権改革有識者会議(月2回程度開催)

- ・ 学識経験者・地方六団体からのヒアリング(3回)
- ・ 地方への調査結果の報告、中間取りまとめに向けた議論(3回程度)

⇒ 「総括と展望」に関する**中間取りまとめ**(12月)

1～3月 有識者会議地方懇談会(仮称)の開催

- ・ 有識者会議において、最終とりまとめに向けた議論

4～5月 有識者会議で「**総括と展望**」に関する**取りまとめ**

6月 骨太の方針に反映

6～7月 地方分権改革シンポジウム(仮称)開催

7月以降 最終取りまとめを受けた検討・整理を推進